

令和5年度宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会

日時：令和6年3月25日（月）

午前10時から正午まで

会場：防災庁舎2階 共用会議室2-1

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 制度の現状及び令和5年度の取組について …資料1

4 審議事項

(1) 県要領の一部改正案について …資料2

(2) 令和6年度の取組案について …資料3

5 閉会

資料 1

制度の現状及び 令和5年度の取組 について

福祉サービス第三者事業について

(1) 制度上の位置づけ

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法に定められている福祉サービスを対象に、任意の制度として、平成16年度から実施

- ※ 児童養護施設や乳児院等の社会的養護関係施設では、サービスの特性から、3年に1回の受審が義務づけ
- ※ 地域密着型サービスの「認知症対応型共同生活介護」と「小規模多機能型居宅介護」については、介護サービス外部評価制度の受審が義務づけ受審することで、福祉サービス第三者評価を受けたものと見なされる

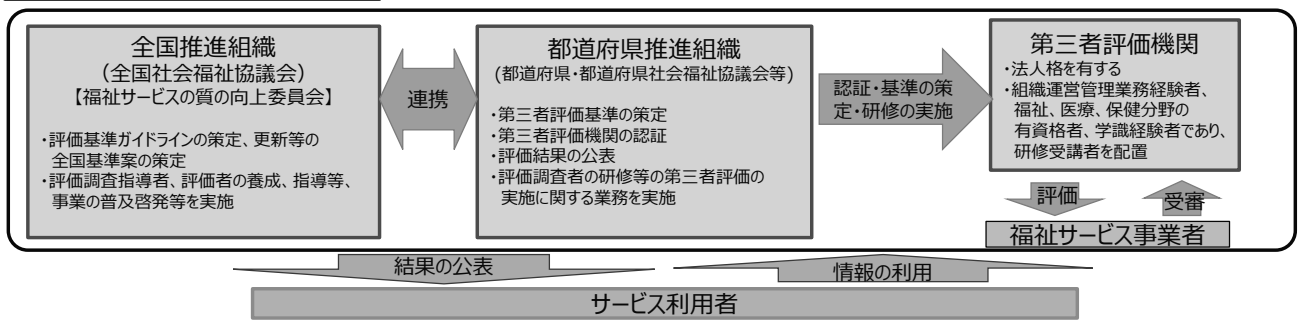
(2) 評価機関認証件数等（全国推進組織（全国社会福祉協議会）調べ、令和2年度末時点）

- 評価機関認証件数 404件
- 評価調査者養成数（研修終了者） 346名
- 評価調査者数（研修終了者） 15,097名

(3) 評価結果の活用状況

- 受審施設・事業所における第三者評価結果の活用は、自主性に委ねられている
- 第三者評価結果は、通知上、受審施設・事業所の同意に基づき評価機関が公表、さらに都道府県推進組織へ報告することとされている。報告を受けた都道府県推進組織は、評価結果を公表することとされている。また、地域住民等への評価結果の周知等に努めることとされている
- 第三者評価結果の公表内容は、特に評価の高い点や改善点を示した総評及び各評価項目についての3段階評価結果とその判定理由が標準であるが、**各都道府県によりその内容は異なっている**
- 受審施設・事業所自らが評価結果を公表することについては任意となっている
- **第三者評価を受審し、結果を公表している施設・事業所は措置費等の弾力運用や、監査の頻度緩和の要件とすることができる**

第三者評価制度の仕組み



第三者評価事業の意義・目的

1 第三者評価の意義

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の**公平・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価**する事業

2 第三者評価の目的

- 社会福祉法第78条第1項の趣旨を踏まえ、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、**サービスの質の向上に結びつける**ことを目的とするもの
- 利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること

【参照】社会福祉法

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

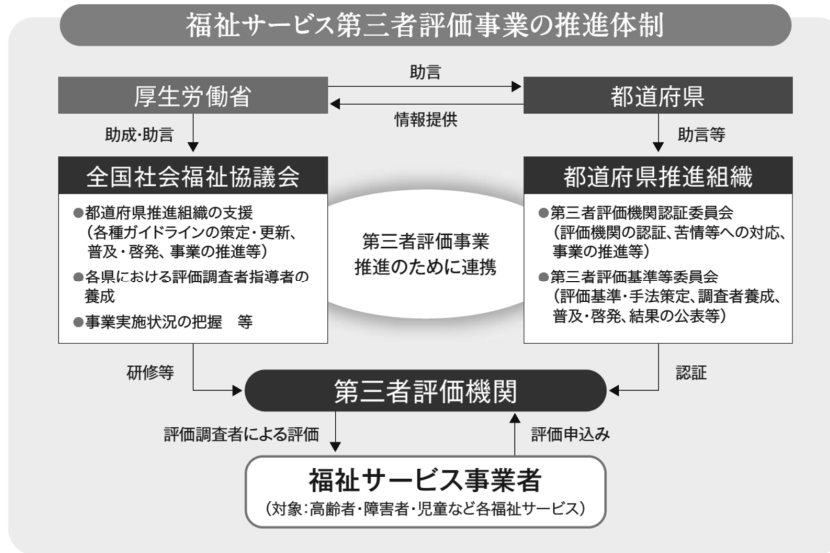
第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない

I 福祉サービス第三者評価事業

都道府県における第三者評価事業の推進

- 第三者評価事業は、国が示した指針をもとに、都道府県が実施する事業で、各都道府県が推進組織を設置し、第三者評価事業を推進。
- 国の指針・各種ガイドラインにもとづき、都道府県推進組織において、評価基準の策定、評価調査者の養成、評価機関の認証、評価手法の策定、評価結果の公表を行っている。



I 福祉サービス第三者評価

各分野における第三者評価事業の位置づけ等

	高齢者・介護	障害者・児	保育所	社会的養護
受審	任意 ※地域密着型サービスは外部評価受審が義務化⇒令和3年度より外部評価と運営推進会議による評価の選択制に	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制度の施行に伴い努力義務化	義務 (3か年度に1回以上) ※「設備及び運営に関する基準」
受審率目標等	高齢者福祉サービス全体の数値目標に加えて、養護老人ホームや特養等のサービス区分ごとの数値目標を設定する	障害福祉サービス全体の数値目標に加えて、サービス区分ごとの数値目標を設定する	平成27年度～31年度末までの5年間ですべての事業者で受審・公表を行うことを目標とする (日本再興戦略2015)	全施設 (児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設)
費用の補助	無	無	5年に1度の受審が可能となるよう受審料の半額程度を公定価格の加算 (上限15万円) として補助	3年に1回に限り、31万4千円を上限に措置費の第三者評価受審費加算を算定できる
昨今の動き	「規制改革実施計画 (平成29年6月9日閣議決定)」で、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受け通知発出	・左記の高齢者分野での対応に即して同様の通知を発出 ・令和3年度報酬改定において、就労継続支援A型の基本報酬にスコア方式が導入。スコア評価の1つとして「前年度末日から過去3年以内の第三者評価の受審状況」が盛り込まれる	・保育所における自己評価ガイドライン改訂 (令和2年3月)	第3期受審期の1年延長 (新型コロナウイルスへの対応) 第4期 (令和4年度～) にあたり評価基準が改定 (令和4年3月23日付)
情報公表制度等	有 ※WAMNETを活用した公表 ※第三者評価の受審状況に関する項目についてシステム改修	有 ※WAMNETを活用した公表 (平成30年9月から)	各都道府県知事は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容、当該施設等の運営状況に関する情報を公表	第三者評価結果、毎年度の自己評価結果を公表しなければならない

(全社協・政策企画部作成)

各分野の評価基準ガイドラインの策定状況

分野	事業種別	策定・改定時期
高齢者	特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護	平成25年3月通知 →平成29年3月通知（改定） 令和2年3月31日通知（改定）
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	平成29年3月通知 ⇒令和2年3月31日通知（改定）
障害児者	障害者・児施設	平成17年3月通知 →平成29年2月通知（改定） ⇒令和2年3月31日通知（改定）
子ども・子育て	保育所	平成17年5月通知 →平成23年3月通知（改定） →平成28年3月通知（改定） ⇒令和2年4月1日通知（改定）
	児童館	平成18年8月通知 ⇒令和2年9月3日（改定）
	放課後児童クラブ	令和3年3月29日通知
社会的養護関係施設	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	平成17年3月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） ⇒令和4年3月23日通知（改定）
	児童心理治療施設、児童自立支援施設	平成19年6月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） ⇒令和4年3月23日通知（改定）
	小規模住居型児童養育事業	平成22年3月通知
	児童自立生活援助事業	平成22年3月通知 ⇒令和4年3月23日通知（改定）
厚生事業	婦人保護施設	平成18年6月通知
	救護施設	平成30年9月20日通知

Ⅱ 福祉サービス第三者評価に関する動向等①

（1）保育所

①「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」とりまとめ （厚生労働省：令和3年12月20日）

○本検討会では、①人口減少地域における保育所の在り方、②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援、③保育所・保育士等による地域の子育て支援、④保育士の確保・資質向上の4つの論点について議論が行われた。

（4）保育士の確保・資質向上等

②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関する者

ii) 保育士等の資質向上

- 保育所における自己評価、第三者評価については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、前者は義務化、後者は努力義務化がなされているところであるが、一定の保育所においては実施されておらず、また、評価結果の公表が進んでいない現状がある。
- 特に第三者評価については、実施に当たり、その評価が保育所における保育実践の振り返りと見直し・改善といった、保育の質の向上に結びついていないという指摘があるなど、必ずしも取組の効果が有効に発現しているとは言えないと考えられる。
- また、保育の質の向上を図るとともに、今後保育所がより地域に開かれたものとなっていく上で、保護者や地域の多様な関係者が評価に関わり、保育所と対話を重ね 互いに子どもや保育について様々な気づきを得ることや、理解を深め、地域に根ざした保育所としていくことも重要である。
- こうした状況を踏まえ、自己評価（関係者の関与を含む）、第三者評価の実施及び公表が効果的に行われるための方策について、実態を把握した上で、その改善策について検討すべきである。

Ⅱ 福祉サービス第三者評価に関する動向等②

②規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

<人への投資>

（7）保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）	a 略 b 保育所等に対する第三者評価の実施状況には地域差があることから、厚生労働省は、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題について把握・分析を行った上で、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう、都道府県等による指導監査と異なり保育の質を一層高めるために行われるといった制度の意義や位置付けの周知を含め、必要な措置を講ずる。	a : 略 b : 令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省



○「令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」において「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」を実施（全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会が受託。令和5年3月報告書とりまとめ）

○報告書では、今後の課題として、①自己評価ガイドラインに基づく自己評価のあり方の周知、②自己評価、第三者評価、指導監査の関連性の整理、③評価機関による評価方法と事後フォローの検討があげられている。

Ⅱ 福祉サービス第三者評価に関する動向等③

（2）障害福祉分野

○令和3年度障害福祉サービス等報酬改定（就労継続支援A型）

- ・基本報酬の算定に係る実績について、「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」「多様な働き方」「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点からなる各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直された。
- ・「支援力向上」の指標に、「過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表していること」が盛り込まれた。

○「『障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて』～社会保障審議会障害者部会報告書～」(令和4年6月13日)において、障害福祉サービス等の質の確保・向上のため、「サービスごとの特性を踏まえつつ、多様な主体による自己評価や外部評価など、それぞれのサービスに適した評価の仕組みを検討する」ことが必要とされた

⇒介護分野の運営推進会議を参考とした新たな評価の仕組みについて検討

⇒令和4年度障害者総合福祉推進事業において「障害福祉サービス等の質の評価のための基準等の作成に関する研究」を実施

Ⅱ 福祉サービス第三者評価に関する動向等④

(3) 放課後児童クラブ

- 社会保障審議会 児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ（平成30年7月27日）において、放課後児童クラブの質の確保にあたって、第三者評価の実施は重要な視点であると指摘
- 平成30年度、令和元・2年度調査研究事業（実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）において、基準案を策定
- 令和3年3月29日に放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインが通知
- 令和3年度予算において、放課後児童クラブが第三者評価を受審した場合の加算を創設
⇒1事業所あたり30万円（3年に1度）：子ども・子育て支援交付金

Ⅱ 福祉サービス第三者評価に関する動向等⑤

(4) その他

①困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立（令和6年4月1日施行）

附則の検討事項において、「この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされている

⇒ 婦人保護施設法は平成18年6月13日策定。

②児童福祉法改正により里親支援センターが児童福祉施設として位置づけ（令和6年4月1日施行）

○令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（令和4年2月）

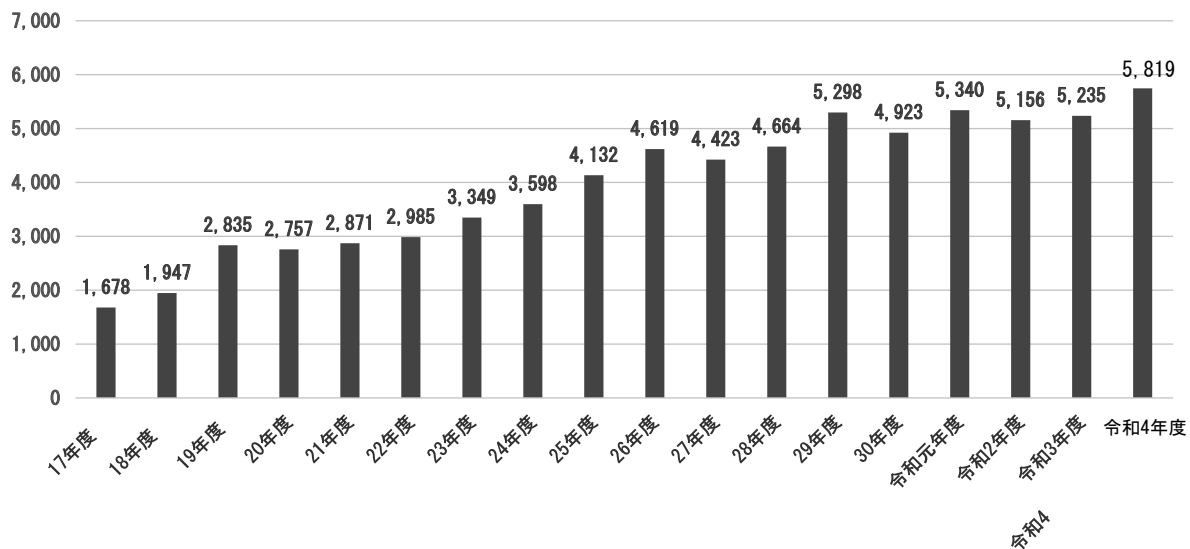
「里親支援機関（フォスタリング機関）を児童福祉施設として位置づける。これに伴い、里親支援機関（フォスタリング機関）の第三者評価が確実に成されることとする。」と明記

⇒ 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「里親支援センターの設備・運用基準、第三者評価のあり方に関する調査研究」を実施

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況①

(1) 令和4年度の受審数（社会的養護関係施設含む）：5,819件

受審数の推移



Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況②

(2) 主な施設・サービス別受審数（令和4年度）

	受審数	全国施設数	受審率	参考 令和3年度受審数
特別養護老人ホーム	485	10,469	4.63%	467
障害者施設（生活介護）	193	9,056	2.13%	130
障害者施設（就労継続支援A型）	34	4,130	0.82%	59
保育所	1,924	23,899	8.05%	1,804
児童館	0	4,347	0%	2
放課後児童クラブ	21	26,683	0.08%	3
救護施設	24	182	13.19%	19

「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」について

目的

- 2001(平成13)年に創設された福祉サービス第三者評価事業は、創設から20年以上が経過し、さまざまな課題が顕在化
- 課題は、次の5つに分類
 - ① 事業の目的・意義と現行の運用の乖離、② 社会福祉施設・事業者数の増加に反して受審率が低下
 - ③ 事業を推進する都道府県において機能低下・体制縮小等の脆弱化が見られる、④ 評価機関が第三者評価事業を安定的に運営できる仕組みとなっていない
 - ⑤ 評価結果の公表が利用者のサービス選択に資するような、わかりやすいものとなっていない
- 事業存続のためには、これらの課題を整理し改善していくことが重要との考えの下、全国社会福祉協議会において「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」を設置

検討会

【主催】全国社会福祉協議会

【委員】（敬称略）◎座長

- ◎柏女 霊峰（淑徳大学教授）
- 関川 芳孝（大阪府立大学教授）
- 新津 ふみ子（全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会代表）
- 柴崎 順三（全国乳児福祉協議会副会長）
- 湯川 智美（全国社会福祉法人経営者協議会 研修委員長）
- 久木元 司（社会福祉法人常磐会 理事長）
- 右京 昌久（岩手県社会福祉協議会運営適正化委員会 事務局長）
- 鈴木 広幸（愛知県社会福祉協議会福祉サービス利用支援センター所長）
- 笹尾 勝（全国社会福祉協議会常務理事）

【検討経過】

- 2021（令和3）年
 - 8月11日 第1回（福祉サービス第三者評価事業の現状と課題）
 - 10月6日 第2回（福祉サービス第三者評価事業の今後に向けた検討課題(論点)）
 - 11月2日 第3回（今後に向けた検討課題(論点)）
 - 12月10日 第4回（他分野第三者評価についてヒアリング）
 - 12月27日 第5回（報告書(案)について）
- 2022（令和4）年
 - 1月25日 第6回（報告書(案)について）
 - 2月21日 第7回（報告書(案)について）

報告書概要

7回の検討会を経てまとめられた報告書では、検討すべき事項として以下の課題が整理された

- 1 福祉サービス第三者評価事業の意義・目的の再整理**
 - ① 「利用者の選択」、「利用者の権利実現」、「福祉サービスの質の向上」の3つの目的について検討することが必要
 - ② 行政措置的な色合いが強い社会的養護関連施設等に対する「第三者評価」と「福祉サービス第三者評価事業」との関係を整理することが必要
- 2 「ナショナルセンター（仮称）」の設置に向けた検討**

都道府県推進組織について、都道府県間で体制の格差が著しいことから、体制が脆弱な県に代わって第三者評価事業を推進できるよう「ナショナルセンター（仮称）」の設置について検討する必要がある
- 3 評価機関を存続させるためのビジネスモデルの検討**

標準的な受審料や評価調査者が継続して評価を行うことを可能にするためのビジネスモデルを検討する必要がある
- 4 社会福祉施設・事業者の選択による評価の仕組みの導入に関する検討**

評価基準を選択して受審できるような仕組みの検討が必要
- 5 利用者の選択に資するための公表への改善**

社会福祉施設等の現状や特性、サービス等の改善等評価内容について、利用者にわかりやすい公表方法の検討が必要

宮崎県のこれまでの受審実績等について

1 受審数実績

分野	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※	総計
高齢者	0	0	0	1	0	0	3	2	0	3	2	0	0	1	1	13
障がい者	2	0	2	2	1	2	1	1	1	1	0	2	2	4	0	21
児童	0	1	2	2	0	2	2	0	2	6	4	0	0	0	5	26
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
総計	2	1	4	5	1	4	6	3	3	11	6	2	2	5	6	61

※R5の実績数は見込。

(参考) 社会的養護関係施設の受審状況 (対象施設数 20)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※
0	6	10	2	2	9	3	3	3	3	3	5

※R5の実績数は見込。

2 評価機関

(1) 概要

名称	所在地	評価件数 (H21～)	調査者数 (R6. 1. 1時点)
社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 (R4年度撤退)	宮崎市	23	0
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会	宮崎市	23	29
NPOみやざき保健福祉 サービス評価機構	延岡市	15	13
計		61	42

※評価件数にはR5評価見込の件数を含む。

(2) 年度別評価件数

名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※	計
社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 (R4年度撤退)	1	0	0	2	1	2	5	3	0	3	5	1	0	0	0	23
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会	0	0	1	1	0	2	1	0	2	3	1	1	2	5	4	23
NPOみやざき保健福祉 サービス評価機構	1	1	3	2	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	2	15
計	2	1	4	5	1	4	6	3	3	11	6	2	2	5	6	61

※R5の実績数は見込。

本県の令和5年度の実施状況

1 「短期入所生活介護」の評価

「短期入所生活介護」の重要事項説明書において、第三者評価の受審の状況を記載する必要があるが、宮崎県の福祉サービス第三者評価は、全国社会福祉協議会が作成する全国版ガイドラインにより評価を行っており、「短期入所生活介護」については全国社会福祉協議会のガイドラインが策定されていないため、評価を行っていなかった。

このことについて、「短期入所生活介護」の評価に関する本県の取扱いについて、各評価機関と協議の上、次のとおり取り扱うことを決定した。

- ・「短期入所生活介護」の評価について、令和6年4月から「特別養護老人ホーム」の評価基準ガイドラインを用いて評価を行う（ただし、評価対象施設の実態とそぐわない項目については省略可能とする）。

この取扱いについて、令和6年3月6日付けで各評価機関に通知した。

2 評価調査者向け研修

(1) 評価調査者継続研修（認定こども園に関する研修）

評価調査者継続研修は、昨年度評価対象に加えた「認定こども園」の評価に関する研修を実施した。講師は、「一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会」に依頼した。なお、講師はリモートで講義及び事例検討を行った。

ア 日時

令和5年8月23日（水）午前9時から午後5時まで

イ 会場

宮崎県防災庁舎2階 共用会議室2-1

ウ 参加者数

18名（うち1名は午後のみ参加）

エ 講師

- 宮崎県における福祉サービス第三者評価事業の状況

宮崎県福祉保健部 指導監査・援護課 主査 新穂卓広

- 第三者評価基準の判断基準、第三者評価を通じた質の向上

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会

田崎 基 氏

猪俣 陽子 氏

幼保連携認定こども園「ひだまりこども園」

朝妻 真美 氏

(2) 養成研修（障害者支援施設の評価に関する研修）

評価調査者養成研修は、近年評価件数が多い「障害者支援施設」の評価に関する研修を実施した。講師は、評価調査者継続研修と同様、「一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会」に依頼した。なお、講師はリモートで講義及び聞き取り演習を行った。

ア 日時

令和5年8月21日（月）午前9時から午後5時まで

令和5年8月22日（火）午前9時から午後5時まで

イ 会場

宮崎県防災庁舎2階 共用会議室2-1

ウ 参加者数

11名（うち1名は1日目の実習のみ参加）

エ 講師

○書面（事前） 審査の着眼点、訪問調査の着眼点、訪問調査実習

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 右京 昌久 氏

オ 実習先（会場において聞き取り演習）

障害者支援施設エデンの園

3 施設向け啓発等

(1) 法人指導監査及び施設監査時の受審啓発

4月に、指導監査・援護課の新任職員に対して第三者評価の研修を実施し、法人指導監査及び施設監査時の制度周知及び受審啓発に努めた。

(2) 社会福祉施設向け啓発研修

サービス分野ごとに社会福祉施設を対象とした受審啓発研修を実施した。

ア 障がい分野

(ア) 日時

令和5年7月26日（水）午後1時半から午後3時半まで

(イ) 開催方式

Microsoft Teams を利用した WEB 配信

(ウ) 参加者数

129名（110施設）

(エ) 講師

○制度概要及び宮崎県の状況

宮崎県福祉保健部 指導監査・援護課 主査 新穂卓広

○第三者評価受審の実際について

一般社団法人宮崎県社会福祉士会 下屋 マユミ 氏

○第三者評価受審の取組について

障害者支援施設あすか園 磯田 仁 氏

木花通所センターひまわりの里 小倉 広治 氏

井上 ゆうこ 氏

イ 高齢者分野

(ア) 日時

令和5年11月17日（金）午後1時半から午後3時半まで

(イ) 開催方式

Microsoft Teams を利用した WEB 配信

(ウ) 参加者数

95名（69施設）

(エ) 講師

○制度概要及び宮崎県の状況

宮崎県福祉保健部 指導監査・援護課 主査 新穂卓広

○第三者評価受審の実際について

一般社団法人宮崎県社会福祉士会 上田 祐資 氏

○第三者評価受審の取組について

社会福祉法人善仁会法人本部事務局 高橋 幸司 氏

木花通所センターひまわりの里 井上 ゆうこ 氏

ウ 子ども・子育て分野

(ア) 日時

令和6年3月13日（水）午後1時半から午後3時半まで

(イ) 開催方式

Microsoft Teams を利用した WEB 配信

(ウ) 参加者数

36名（26施設）

(エ) 講師

○制度概要及び宮崎県の状況

宮崎県福祉保健部 指導監査・援護課 主査 新穂卓広

○第三者評価受審の実際について

特定非営利活動法人みやざき保健・福祉サービス評価機構 塩満 克也 氏

○第三者評価受審の取組について

野尻保育園 井岡 利雄 氏

エーデルワイス幼保園 愛甲 敬二 氏

4 宮崎日日新聞における制度周知

子育て支援に関する連載「ひろがれ子育てのわっ！」を行っているこども政策課に依頼し、第三者評価制度の内容や受審施設の紹介を行った。

5 受審施設紹介パンフレット

平成30年度から令和4年度にかけて第三者評価を受審した施設のうち、希望する施設(12施設)について、受審したことを紹介するパンフレットを作成し、県のホームページで公開したほか、市町村窓口、地域包括支援センター、特定相談事業所、地域子育て支援事業所に送付を行い、窓口での県民への配布をお願いした。

- 作成部数 : 3,000 部
- 配布先 : 312 箇所

6 「みやざき犬」による第三者評価受審証の交付

令和5年度から、第三者評価を受審した施設に対して、県のシンボルキャラクター「みやざき犬」から受審証と受審ステッカーの交付を行った。

交付式については、県の facebook と X (旧 Twitter) で広報を行った。

- 実施日 : 令和5年12月14日(木)
- 施設 : 野尻保育園

資料 2

県要領の一部改正案 について

県要領の一部改正案について

1 概要

(1) 「宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領」の一部改正

当該要領において、本県の第三者評価機関の認証要件を定めているが、新規に申請を行う法人が、本県で評価を適正に実施することを担保するため、新たに「宮崎県内に事務所を有していること（他の都道府県組織から認証を受け評価実績が1件以上ある場合を除く）。」という要件を設けるもの。

(2) 「宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載要領」の一部改正

当該要領において、「第三者評価調査者資格者証」の発行手続について定めているが、当該資格者証を紛失等した場合における再交付の手続が規定されていないため、規定するもの。

2 改正案

別添新旧対照表のとおり

資料 3

令和 6 年度の取組案 について

令和 6 年度 of 取組案について

1 取組の方針

本制度は、創設から20年以上が経過し、様々な課題が顕在化していることから、令和5年度、国が制度改革に向けた調査を実施するなど、改革に向けた取組が進められているところである。

このような中、現状では、受審件数の急激な伸びを期待することは難しいものの、評価体制の維持・強化を図るため、評価調査者向けに充実した研修会の開催や、制度の普及啓発に引き続き取り組んでいくこととする。

2 取組の概要案

(1) 評価調査者等の養成・継続研修

ア 対象

評価調査者（及び候補者）等

イ 取組

評価調査者（及び候補者）等向けの研修を本県独自に開催。

評価技術向上と受審希望施設の増加に対応できる調査者の確保を目的とする。

- ・養成研修：1回開催
- ・継続研修：1回開催

(2) 普及啓発

ア 対象

各事業所

イ 取組案

- ・受審証の発行及び県ホームページでの公表
- ・法人指導監査及び施設監査における制度啓発
- ・制度に関するチラシ、受審施設紹介パンフレットの配布
- ・社会福祉法人向け受審啓発研修の開催
- ・みやざき犬による受審証の交付

3 予算

令和5年度と同額（全額一般財源）

4 事業効果

福祉サービスの質を評価する「第三者評価制度」の受審促進及び情報公開を通じて、利用者の選択に資するとともに、事業所における福祉サービスの質の向上を図る。